

消費者被害注意報

ネットや通販広告で見かける **健康食品** は、買う前に **リスクを検討し、返品条件** や **連絡先** の確認を！

新型コロナウイルス対策で外出控えが続く中、ネット通販などの利用を始める人が増え、「お試し」や「今だけ！初回無料」などと書かれた通販広告にひかれて購入した健康食品が体質に合わず、健康被害に遭ってしまった人や、未開封なのに返品できない、定期購入を解約できないなどの相談が後を絶ちません。

事例1 テレビショッピングで定期購入した健康食品を飲んだら下痢になった。自分の体質に合わないので未開封分を返品したいが、事業者に断られた。

事例2 新聞広告を見てサプリをお試しで購入し、3日間飲んだら発疹が出たので皮膚科に通院している。薬を処方されたが、他に4種類のサプリと血圧を下げる薬も服用していることは、事業者や皮膚科の医師には言っていない。



消費者トラブル防止のために



- ◇ 健康食品と医薬品を併用すると、医薬品の効果が弱くなったり副作用が出やすくなったりすることがあるので、医薬品と併用する場合は医師や薬剤師に相談しましょう。
- ◇ 健康食品を摂取して体調に異変を感じた場合は、摂取を中止し、医師に相談しましょう。
- ◇ 返品や解約をしたくとも、電話が繋がりにくく解約できない、配送が止まらないなどのトラブルも多く報告されています。購入時には、定期購入が条件となっていないか、支払い総額はいくらか、解約・返品できるかなどの契約内容を確認し、慎重に検討しましょう！

まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111